

リニア中央新幹線建設事業におけるヤード整備の考え方

- ヤード整備において「準備工事」と「本体工事(トンネル工事)」は別の開発行為と整理(H30.8)
 - ・ 準備工事：宿舎・事務所等工事及び関連する用地造成
 - ・ 本体工事：トンネル坑口整備、トンネル工事に必要な設備(濁水処理等)及び関連する用地造成

ヤード整備
(全体)

準備工事

ヤード整備

- 宿舎・事務所 及び 関連する用地造成

今回依頼
工事

ヤード整備

- 環境調査拠点事務所 及び 関連する用地造成

自然環境保全条例に基づき認められるか今回判断
※ 5ha以上の開発行為として自然環境保全協定の締結が必要

本体工事
(トンネル工事)

ヤード整備

- トンネル坑口整備
- トンネル工事に必要な設備(濁水処理等) 及び 関連する用地造成

トンネル掘削 ○ 本坑 ○ 斜坑 ○ 導水路 ○ 工事用道路

県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定の締結

- 開発行為を行おうとする者は、県自然環境保全条例に基づき、県との協定締結が必要
- リニア建設事業においては、JR東海と県が「準備工事」と「本体工事」のそれぞれで協定を締結
- 今回依頼があったヤード整備工事とH30に認めた工事の面積を合わせると5ha以上となることから、一体の開発行為として、工事着手前に**自然環境保全協定を締結**

自然環境保全協定

対象	<p>①かつ②の開発行為</p> <p>① 宅地の造成、レクリエーション施設の造成、工場用地の造成、土地の形質の変更を伴う行為等であって自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがある行為</p> <p>② 5ha以上</p>
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 協定の対象範囲、開発行為の概要○ 開発行為地における希少野生動植物保全等の自然環境保全措置の計画○ 植生の回復、緑地の造成、保存緑地の管理等の計画○ 造成及び残土処理等の計画
手続き	<ul style="list-style-type: none">① 開発予定地における希少野生動植物調査の実施【事業者】② 調査結果に基づく自然環境保全計画書の作成・提出【事業者】 → 確認【県】③ 開発行為に係る関係法令の許可等(見込み含む)の確認【県】④ 協定締結【事業者・県】

JR東海から依頼があったヤード整備に係る関係法令の手続き

- ヤード整備の工事着手には、自然環境保全協定の締結のほか、関係法令の許可等が必要
- 自然環境保全協定の締結前に、関係法令の許可等、少なくとも確実な見込みが必要

今回のヤード整備に係る関係法令の手続き

法 令	手 続 き	所 管
県自然環境保全条例	自然環境保全協定の締結	県（自然保護課）
盛土規制法	特定盛土等に関する工事の許可	静岡市（開発審査課）
県盛土環境条例	盛土等の届出	県（生活環境課）
河川法	土地の占用、工作物の新築等の許可	県（河川企画課）
森林法	林地開発許可に準じる連絡調整	静岡市（森林経営管理課）
土壤汚染対策法	形質変更の届出	静岡市（環境保全課）

※ 法令名は通称のものあり